

令和5年度 青森県・六ヶ所村 連携融資制度

六ヶ所村では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、一定の要件を満たしている方に対して信用保証料の補助を行います。

1. 六ヶ所村内で創業する方

- 対象資金 「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(1)(2)創業
- 補助対象者 創業後5年未満で次のいずれにも該当する方
 - ・ 村内に住所を有する個人若しくは村内に法人登記をしている事業者又はその予定の者であって、村内で営業を開始するもの
 - ・ 法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主同一世帯に属するものに滞納がないこと。
 - ・ 融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 保証料を全額補給
(県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給)

2. デジタルトランスフォーメーションを推進する方

- 対象資金 「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(12)DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する取組
- 補助対象者 データやデジタル技術を活用した設備導入、研究開発・事業展開により付加価値の創出を図る方で、次のいずれにも該当する方
 - ・ 村内に住所を有する個人若しくは村内に法人登記をしている事業者又はその予定の者であって、村内で営業を開始するもの
 - ・ 法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主同一世帯に属するものに滞納がないこと。
 - ・ 融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 保証料を全額補給
(県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給又は村全額補給)

3. SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組をする方

- 対象資金 「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2（14）
SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
- 補助対象者 「SDGsの8つの優先課題」と関連性の高い取組のいずれかに該当するかそれに準じた取組を行う方で、次のいずれにも該当する方
 - ・ 村内に住所を有する個人若しくは村内に法人登記をしている事業者又はその予定の者であって、村内で営業を開始するもの
 - ・ 法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主同一世帯に属するものに滞納がないこと。
 - ・ 融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 保証料を全額補給
(県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給又は村全額補給)

4. 事業承継をする方

- 対象資金 「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2（15）事業承継枠
- 補助対象者
 - ① 存続見通しが見つからない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継するために資金を要する方
 - ② 事業承継の計画作成、または計画実行のために資金を要する方（事業承継後5年以内の方を含む）
 - ③ 事業承継特別保証を利用する方
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた方
 - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用する方①～⑤のいずれかに該当し、次のいずれにも該当する方
 - ・ 村内に住所を有する個人若しくは村内に法人登記をしている事業者又はその予定の者であって、村内で営業を開始するもの
 - ・ 法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主同一世帯に属するものに滞納がないこと。
 - ・ 融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容
 - ①～③：保証料を全額補給
 - ④、⑤：保証料を全額補給(県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給)

5. 経営の安定に支障を生じている方

■対象資金 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2（2）経営安定枠（①、③、④「売上高の減少」に限る。）

- 補助対象者
- ① 最近3か月間の売上高売上等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方
 - ③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
 - ④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方
- 上記①、③、④のいずれかに該当し、次のいずれにも該当する方
- ・融資額が1,250万円以内かつ融資期間が7年以内（うち据置期間が6か月以内）の融資を受けるもの
 - ・六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、六ヶ所村で同一事業を引き続き1年以上経営しているもの。
 - ・法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと。

■補助内容 保証料を全額補給

■対象資金 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2（3）災害枠

- 補助対象者 県が災害等に指定する「新型コロナウイルス感染症」により経営の安定に支障が生じている方で、次のいずれにも該当する方
- ・融資額が1,250万円以内かつ融資期間が7年以内（うち据置期間が6か月以内）の融資を受けるもの
 - ・六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、六ヶ所村で同一事業を引き続き1年以上経営しているもの。
（事業開始後1年未満の方も含む）
 - ・法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと。
 - ・セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号のいずれかの保証制度を適用したもの。

■補助内容 保証料を全額補給

（県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給）

6. 一般的な事業資金を必要としている方

■対象資金 青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2（1）事業活動枠

■補助対象者 次のいずれにも該当する方

- ・融資額が2,000万円以内かつ融資期間が10年以内（うち据置期間が1年以内）の融資を受けるもの
- ・六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、原則として六ヶ所村で同一事業を引き続き1年以上経営しているもの
- ・法人村民税、個人村民税、村固定資産税、村軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと。

■補助内容 保証料を全額補給

<実施期間>

令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。）

<お問い合わせ先>

■保証料補助に関すること

六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 電話 0175-72-8180（直）

■青森県が実施する特別保証融資制度に関すること

青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q 1. 経営安定化サポート資金で、希望融資額が1,250万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 経営安定化サポート資金で、保証料の補助対象となる融資は「融資額1,250万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間6か月以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間7年以内）を希望する場合に、保証料の補助対象となる1,250万円の融資と補助対象外の250万円と融資を2口に分けることで、当該1,250万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 2. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。
なお、申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類と同意書（別記様式）をご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

Q 3. 六ヶ所村内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、村外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか。

A 3. 信用保証料の補助対象となる融資は、村内に住所を置く事業所の事業資金に限られません。

本店の登記（個人の場合は住所）が村内にあっても、村外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

補助金は各資金保証料補給金交付要綱に基づいて、信用保証協会へ村が補給します。